

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20221102	吉田水産輸送有限会社(法人番号5260002010553) 代表者吉田潔	岡山県岡山市東区光津510番地の1	本社営業所	岡山県岡山市東区光津510-1	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、第2号及び同条第4項	令和3年10月5日、及び同年12月17日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のお書き遵守違反(安全規則第3条第4号)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記載事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	14	14
20221116	有限会社山本水産輸送(法人番号6260002011955) 代表者山本新吾	岡山県岡山市中区倉田371-1	総社営業所	岡山県総社市赤浜1444番地1	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年10月25日、12月16日及び令和4年1月18日、酒気帯び運転による事故を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の不実記録(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	15	15